

(別紙1)

平成24年度東日本大震災第4回仙台市災害義援金配分委員会議事概要

- 1 日 時 平成24年9月28日(金) 10:00~10:40
- 2 場 所 仙台市役所6階第1会議室
- 3 出 席 阿部重樹委員長, 大場光昭副委員長, 庄司健治委員, 阿部俊昭委員,
鈴木清隆委員, 早坂俊典監事, 尾町雅文監事

○事務局 ただいまより開催する。本日の委員会はお手元の資料の次第に基づき進行していく。会議開催前に配布資料を確認させていただく。

(配布資料の説明・確認)

(傍聴者への注意事項等の説明)

- 事務局 委員長からご挨拶いただく。
- 委員長 本日は、多忙の中、委員会への参集していただき、感謝申し上げます。今回の報告・協議事項についてご理解いただき、議論を積み重ね、良き成案が得られるよう、お力をいただきたい。
- 事務局 これ以降の議事の進行については、委員長へお願いする。
- 委員長 報告事項①「義援金の受付状況について」、事務局から説明いただきたい。
- 事務局 資料①の「義援金の受付状況について」報告させていただく。日本赤十字社等4団体が受付けた約3,604億円の義援金と、日本政府が受付けた約33億円の義援金を合わせた、約3,637億円のうち、675億円の義援金が宮城県を通して本市へ配分されている。また、宮城県災害対策本部が受付けた約255億円の義援金のうち、約98億円が本市へ配分されている。そして、本市災害対策本部に寄せられた義援金としては、約10億6千万円を受付けている。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員 現在までに4団体または宮城県から仙台市へどの位の頻度または時期で義援金が配分されてきたのか、教えていただきたい。

(別紙1)

- 事務局 4団体または宮城県から仙台市に対する義援金の配分時期・頻度についての質問であるが、仙台市を含む県内市町村は、2週間に1回、宮城県に対し最新の義援金の配分件数・金額について報告を行っている。その報告の中で、義援金に過不足が生じた場合には、県から義援金の配分を受け、または県に対し義援金の返還を行っている。これまで、仙台市では、県を通して30回以上の義援金の配分を受けており、4団体・県を合わせて現在約774億円の配分を受けている。

- 委員長 他に質問等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、報告事項②に移りたい。事務局から説明いただきたい。

- 事務局 報告事項②「義援金の支給状況について」報告する。2ページ目の資料2を参照していただきたい。まず、(1)の『義援金受付団体』及び『宮城県災害対策本部』等に係る配分額、申請受付、支給状況を見ていただきたい。この表は4団体及び宮城県が受付けた義援金の仙台市における配分状況を示したものである。この表の全壊・大規模半壊・半壊の欄をご覧いただきたい。これら住家被害の区分が義援金配分の大部分を占めている。これらの区分の支給件数ベースの進捗率及び配分金額ベースの進捗率ともに99%を超えている状況である。現在も住家の申請件数が続いていることから、進捗率が100%に至っていないものの、ほぼ配分を終えている状況である。なお、表の「配分金額」の括弧書きの数値は、本市が見込んでいる最終的な支給件数である。これらの数値は、り災証明書の発行件数を参考に算出しているものである。他の区分については、表のとおりである。全区分の申請件数の合計は約12万8千件。これに対して支給済み件数は約12万7千件となっている。このため、申請件数ベースでの進捗率は、99.9%となっている。また、仙台市に配分された義援金、約774億円のうち、約767億円が支給済みとなっており、金額ベースでの進捗率は99.2%となっている。続いて、資料2の裏面をご覧いただきたい。この表は、仙台市として受付けた義援金の配分状況を示したものである。表の一番下の「合計」をご覧いただきたい。申請件数が8,156件に対して、支給済み件数が8,115件であり、申請件数ベースでの進捗率は99.5%となっており、支給済み金額は約10億円となっている。

- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。

- 委員 震災孤児などの配分金額に対する率が100%に至っていない理由は何か。分かれば教えていただきたい。

- 事務局 震災孤児の配分金額として350万円、7件として想定しており、現在6件の申請を受け、全て配分を終えている。震災孤児については既に関係機関を通して把握をし

(別紙1)

ており、本市の場合は現在のところ、7件であると確定している。残り1件の方については、昨年、申請勸奨を行っているが、未だに申請がなされていない状況である。このため、この方については、後日、再度申請勸奨を行う予定である。

これにより、現在のところ、配分金額として1人分多い7件・350万円を想定しており、配分金額ベースでの進捗率が85.7パーセントとなっている。

- 委員 申請件数と支給済件数が違う理由を教えてください。また、想定件数と実際の申請件数において、死亡・行方不明者以外の区分で申請件数が想定件数を下回っているが、申請が上がってこない理由はあるのか。
- 事務局 申請件数と支給済件数の違いであるが、現在、週に30～50件の新規申請が上がってきており、申請から約3週間で配分を完了しているが、この申請から配分までの3週間という時間的な部分で、申請件数と支給済件数の差が出ていると考えている。また、死亡・行方不明者の想定件数については、主に直接死を想定しているが、その後、現在に至るまで震災関連死として認定している事例があるため、支給済件数が想定件数を上回っている。このため、配分金額に対する率で100%を超えている状況である。なお、全体の配分金額は774億2,360万円であるが、前述した2週間に1回の県への報告を通じて、これ以降、配分金額・件数を精査し、適正な数値にしていく所存である。その他、住家被害の全壊・大規模半壊・半壊の申請件数が想定件数を満たしていない理由についてだが、あくまでもり災証明書の発行件数を参考にして想定件数を算出しているが、り災証明書の発行件数と実際の申請件数には乖離があることから、想定件数の算出にあたってはそのような状況を加味しているものの、想定件数と申請件数の間で開きがあると考えている。震災孤児や高齢者・障害者施設の入所者については、本市より直接申請の案内を送付している他、義援金の区分に応じた効果的な周知を図ってきたところである。但し、実際に申請をしていない方もいるため、市政だよりやホームページ等での周知については、これ以降も徹底していく所存である。
- 委員 報告事項②の(1)『義援金受付団体』及び『宮城県災害対策本部』等に係る配分額、申請受付、支給状況」と(2)「仙台市あて(仙台市災害対策本部受付分)の義援金に係る申請受付、支給状況等」で表の形式を統一できなかったのか。何か違いがあるのか。
- 事務局 大きな違いは、(1)の表は、県からの配分金額が入っているのに対して(2)の表は仙台市あての義援金に関する表であるため、県からの配分額が入っていないことである。それに伴い、配分金額に対する率は(1)の表では入っているが、(2)の表では入っていないものとなっている。

(別紙1)

- 委員 2週間に1回県への報告を通して、今後配分金額の確定を行っていくとのことであるが、将来的には確定した配分金額と支給済件数がイコールとなる理解でよろしいのか。
- 事務局 最終的な清算となれば、イコールという理解で良い。
- 委員 (被災者の方が) 多く受取った場合は、返納するという場合もあるのか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員長 他に質問等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、次の報告事項③「義援金受付団体受付分の配分基準等について」事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局 資料の3ページをご覧ください。この資料は、平成24年9月14日に開催された「第5回宮城県災害義援金配分委員会」で決定された内容に基づいて作成されたものである。表の中の太い線で囲まれた部分が今回の追加配分金額である。死亡・行方不明者のいる世帯や住家被害に遭われた世帯に広く配分され、また津波浸水区域の住家被害に対して更なる上乘せを行っている。具体的には死亡・行方不明者のいる世帯に対して5万円で総額115万円。全壊世帯に対して7万円で総額107万円。津波浸水区域における全壊世帯に対して17万円で総額147万円。大規模半壊の世帯に対して5万円で総額80万円。津波浸水区域における大規模半壊の世帯に対して12万円で総額97万円。半壊の世帯に対して3万円で総額53万円。津波浸水区域における半壊の世帯に対して7万円で総額62万円。
なお、宮城県内における今回の追加配分額は約174億円で、その内本市に配分される金額が約53億円と見込まれる。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員 今回の県の配分において震災遺児・孤児への配分がない理由について教えてもらいたい。県の最終配分の終了後の残額は、子供基金へ繰り入れることとされていると記憶しているが、今後、改めてこのような決定がなされるのか。
- 事務局 県受付分の義援金の最終的な残預金については、子供基金へ繰り入れることが決定されている。但し、今回の4次配分については、県の他にも4団体からも多額な義

(別紙1)

援金が配分されているため、資料3のような配分基準となった。

- 委員 では、今回の4次配分では震災遺児・孤児には配分しないという理解でよろしいのか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員長 他に質問等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、次の報告事項④「仙台市あて義援金の受付期間の延長について」、事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局 資料の4ページをご覧ください。仙台市あての義援金の受付期間の延長については、これまで平成24年9月30日までとしていたが、これを平成25年3月31日までの半年間延長とするものである。義援金の受付期間の延長については、既に4団体及び宮城県において平成25年3月31日まで延長することを決定しており、本市としても同様の対応をしていく必要がある。また、震災から1年6ヶ月を過ぎた今でも全国から義援金が寄せられていることを考慮すると、受付期間を延長する必要があると考えられる。資料の裏面の「義援金仙台市受付分」をご覧くださいと、ピーク時に比べて本市における義援金の受付金額・件数ともに減少しているものの、本年9月に至るまで途切れることなく寄せられている状況である。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員 平成23年4月と8月において、仙台市受付分義援金の金額が多い理由について、分かる範囲でお聞きしたい。
- 事務局 平成23年8月は、宮城県市長会から2億3,000万円の義援金が寄せられたために受付金額が増加したと考えられる。また、平成23年4月は、771件と多くの方々から義援金が寄せられたこと、また、そのうち2件の方から各々1億円以上の義援金が寄せられたため、受付金額が増加したと考えられる。
- 委員長 他に質問等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、協議事項「仙台市あての義援金の追加配分案について」、事務局から説明をお願いしたい。
- 事務局 資料の5ページをご覧ください。今回の本市での配分可能額は約6,000万

(別紙1)

円となっている。震災により両親または片親を亡くされた未成年者に対して追加で配分したいと考えている。資料中央の表の太線部分をご覧いただきたい。震災により両親を亡くされた未成年者に対して 80 万円。また、震災により片親を亡くされた未成年者に対して 40 万円の追加配分を行うこととしたいと考えている。これにより、所要額の合計は 5,520 万円となる見込みである。本案の理由としては、①宮城県による追加配分の対象外となっている区分への支援が必要であると考えられること。②震災により両親または片親を喪った未成年者については、住家被害とは異なり震災からの復旧・復興に伴い、その被害状況が改善されるものではなく、今後の進級・進学はもとより将来に向けた生活を考慮すると、さらなる支援が必要であると考えられること。以上の 2 点が主な理由である。

- 委員長 今回の委員会では一人の委員が都合により欠席しているが、事前に事務局側が、本案について同委員へ説明をしておき、異論がないことを確認している。その上で、本案協議事項について質問・意見等があればお願いしたい。
- 委員 本案について異論はないが、未成年後見人は震災孤児と比べて年配であり、経済的・精神的不安を抱えていると思われる。震災孤児はこれ以降、養育費等が増大することが予想され、今回の義援金等では到底賄うことはできないと思われる。これ以降、行政は今回の義援金だけではなく、中長期的な震災孤児への支援をしていく必要があると思われるが、いかがお考えか。
- 事務局 子供未来局等を中心に関係部局が連携しながら、震災孤児について中長期的な支援を行っているところである。
- 委員長 前回の第 3 回仙台市災害義援金配分委員会においても、一人の委員から震災孤児への支援の必要性を強調されていたが、重ねて事務局にはお願いしたい。他にご意見等があればお願いしたい。
- 委員 配分可能額について質問したい。資料 2 の裏面に申請件数 8,156 件、支給済件数 8,115 件とあるが、もし、申請件数をそのまま配分していくと、仙台市分の義援金の残額が 6,000 万円を割るとと思われる。この配分可能額は、今後、義援金が寄せられることを見越しての 6,000 万円と想定しているのかどうか、確認したい。
- 事務局 配分可能額については、仙台市受付分の 10 億 6,657 万 7,278 円から現時点での支給済金額である 10 億 470 万円を引いた額を載せている。今後、多額な義援金が寄せられることは難しいが、最近 3 ヶ月における義援金の受付額の平均を延長期間の 6 ヶ

(別紙1)

月に換算すると、400万円ほどが見込めると考えられる。また、震災により両親または片親を亡くされた未成年者数については、既に把握済みであり、義援金の所要額についてもほぼ確定しており、現在の配分可能額で十分対応可能であると考えられる。

- 委員長 他にご意見等があればお願いしたい。
質問等が無いようなので、今回の協議事項については、事務局側の意見に決定すること
でよろしいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 異議が無いため、事務局の意見に決定する。議題の「その他」として委員から
意見等があればお願いしたい。
意見等が無いようなので、事務局側から何かあるか。
- 事務局 次回の配分委員会の日程についてであるが、開催は未定。改めて、事務局から
ご案内したい。
- 委員長 以上をもって、第4回仙台市災害義援金配分委員会を閉会する。多岐に亘るご
意見ご質問に感謝する。
- 事務局 本日の議事録は事務局で作成し、委員長に確認いただきたい。
- 一了一